

藤山外相の説明中にも言及されておりますが、二つの交換公文がついております。この交換公文も御提案になる趣旨でございますか、念のため伺つておきたい。

○藤山国務大臣 ただいまお話の条約と協定と、そのほかに交換公文等がある。それらは、国会の御承認を得るために、相互協力と安全保障条約第六条の実施に関する交換公文、それから吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文、それと今の協定、それだけを提出いたしております。

○森島委員 次に伺いたいのは、アイゼンハワーと岸さんとの共同声明がござりますが、これはいかがお取り計らいになりますか。

○藤山国務大臣 これは共同声明でございますので、国会に出すということ、承認を求めるといふことにいたしております。

○森島委員 次に伺いたいのは、合意議事録はどうかございますか。

○藤山国務大臣 合意議事録は参考資料として出しておりますけれども、ただいま、以上申し上げました以外のものは、参考資料として出してあります。

○森島委員 政府の御意向はわかりましたが、私は、ここで一つ基本的な問題に入りたいと存するのでございませう。

政府の御提案になつてゐるものを見ますと、ここにもありますように、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。」という趣旨のものと、もう一つ

は、やはり同様なものでございまして、安全保障条約、行政協定に関する同様なものが提出されてございまして、私の伺いたいのは、このほかに、この議案と申しますか、この次に理由書がついておる、そして、そのあとに条約文なり行政協定文がついておる、政府は、これをいかに——議案というのとは、これであると、はっきり御答弁願いたい。私は、外務大臣に答弁を求めます。

○藤山国務大臣 こまかい点については法制局長官から答弁いたさせます。「こまかくない」「外務大臣に答弁を求めておるんだ」「外務大臣、答弁しろ」と呼び、その他発言する者多し。

○森島委員 私は、法制局長官に答弁を求めておられません。外務大臣だ。

○小澤委員 それは外務大臣の責任において、林法制局長官が答弁いたします。

○林(修)政府委員 ただいまの条約の出し方でございますが、これは御承知のように、もうすでに新憲法になつてから一貫してこういう出し方をやっております。これにつきましては、私も、憲法の解釈上、これが正しいと考えてやっております。つ

まり、憲法第七十三条第三号におきまして、条約の締結は内閣の権限とされております。ただし、事前に、または時宜によつては事後に、国会の承認を得なければいけない、かような規定でございまして、これに基づきまして国会の承認を得るわけでございます。

この場合には、ただいま申し上げましたように、何々条約の締結について国会の承認を求めるの件、それで、その

の内容といたしまして、これこれの条約について憲法第七十三条の権限において国会の承認を求める、これがほんとうの意味での議案でございます。もちろん、そのあとに条約がついておる、この条約は、その議案に付属した文書だ、かように考えております。

○森島委員 そういう御解釈をとりますと、議案としてお出しになつたのは、この紙一枚ということですね。——大臣に私は伺ひしておる。

○林(修)政府委員 議案という意味でございますが、国会において、いわゆる御決議の対象になるものは、ただいま申し上げた何々について承認を求めるの件、これがほんとうの意味での議案でございます。それにくつていてあります条約は、その議案の付属文書でございます。まして、もちろん、これと切り離し得ないものでございませうけれども、いわゆる国会の議決の対象になるのは、承認を求めるの件、この点だと思ひます。

○森島委員 今のような三百代言的な御解答では、条約のほんとうの審議ができるか、私は疑問だと思ひます。この紙一枚が議案ということはない。憲法の制定されたいきさつから考えましても、私は、これは解せないと思つておるのでございまして、憲法制定のいきさつから考えますと、旧憲法の時代におきましては、なるほど、国会は外交に関しては何らの権限を持っておりませんでした。そのために、あるいは日独防共協定、日滿協定書あるいは三国同盟というやうなものができまして、国民に非常な害を与え

たことは御承知の通りでございます。従つて、新憲法において、国会に条約に関する権限を与えたのは、私は二つの意義があると思ひます。一つは、常任委員会を通じて、政府の外交を一つでございまして、第二にいたしましては、条約の締結について国会の承認を求めるということにいたしたのが、その趣旨だと思ひます。こまかい点につきましては、ただいま法制局長官の御説明がございましたが、私は、これは国会の権限を、政府が独断的に、一方的に解釈したものと信じておるのでございまして、憲法学者の間にも、すでに議論のあるところでございます。私は、新憲法において、外交上に国会が関与するようになりましたこの沿革から考えましても、私といたしましては、条約は、行政府と国会との意思が合致した場合において、また、その意思の合致を見た範囲内において効力を持つのだ、こ

う解釈するのが妥当であると信じておるのでございまして、言葉をかえて申し上げます。それは、なるほど、行政府で御締結になつたのであるから、政府の調印された以上のことを新たに付加したりすることはもちろんできぬでしょう。しかし、国会としては、条約を承認したり否決したりする権利を持つておるので、全部として否決でき、その一部を否決することも当然の権限としてあり得る、こ

う信じておるのでございまして、この点に関する御見解を外務大臣に求めたい。

○藤山国務大臣 法制局長官から御答弁をいたさせます。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げてゐるうちに……(だめだ、外務大臣と呼び、その他発言する者多し)ただいま森島委員の御質問の点でございますが、憲法が新憲法でございまして、条約の締結について国会の承認を求めることにいたした趣旨は、まさに、国会が、条約は国民に非常な関係があるものでございまして、政府の独断で条約を締結しないように、こ

ういう御解釈で行なわれたことはお説の通りだと思ひます。しかし、これにつきましましては、いわゆる条約の締結は内閣の権限で、普通の法律案のやうな、いわゆる立法権の作用とは違つております。行政権の作用でありまして、ただ、これが国民に至大な関係がございまして、その締結について国会は、その承認について、それを可決し、否決する、その承認につい

て、ノーあるいはイエスと言われるのは、もちろん国会の御権限でありまして、それについて何ら疑ひはないと思ひます。ただ、今、森島委員の仰せられました一部否決ということ、言いかえてみれば修正だということだと思ひますが、やはり、私も、これを、これは、条約というものは相手国との間の約束でございまして、国会においてその一部を御修正になるということ、これはやはり問題だ、かように考えております。もしも、一部修正しなければとても承認できない、こ

ういふものであれば、これは御否決になるのが筋だと私は思ひます。国会の、この条約はこすすべしというやうな御希望、御意見は、これはあり得ると思ひますが、国会の議案の取り扱い方とし

ては、否決または可決ということだと思ひます。ただ、これは過去の国会においても議論のあつたところでございしますが、いわゆる可分の条約、たとえば、二つの条約を同時に一つの議案として出した、過去においてそういう例もございしますが、そういう場合に、一つの条約と他の条約とが分け得るものである、そういう場合には、一つの条約については可決、一つの条約については否決、こういうことは、これはあり得ないことではございせん。しかし、条約が不可分のものにつきまして、一部を修正して可決されるということは、これは、私は、条約の性質上あり得ないことだ、かように考えております。

○松本(七)委員 林さんが、ただいま、条約は政府のやる行政行為だということを理由に、修正を認められない論理を立てられておるようでございますが、実は、そこに根本の問題があると思ふのです。そこで私は、やはり総理なり、あるいは主権大臣である藤山さんが、そういう根本の問題についての考え方をはっきりしていただかないと、実は、この条約を国会にかけて審議する、政府が提出したその基本的な態度が問題なんです。私も、もう少しここで解明しようというのには、もちろん議案の提出の形式ですね。先ほど森島さんが指摘されたように、この形式も非常に問題があるけれども、この形式は、条約を提出して審議する基本的な態度に合せて、この形式ができておるといわざるを得ない。

そこで、まず藤山さんに伺いたいのは、こういう形式かどうかということは一応おいて、条約というものを国会で審議する際に、今、林さんの言われるような考え方に基いて、国会は修正できないのだという建前を外務大臣もやはり持っておられるのか、どこまでもそれを貫くと言われるのかどうか、この点をまず伺っておきたい。

○藤山国務大臣 これは相手国との関係もございします。従いまして、締結されました、署名されました条約というものが修正されれば、新しい交渉になるわけでありまして、そういう意味で、修正というのは、その条約に関してはあり得ないと思ひます。

○松本(七)委員 修正されれば新しい交渉になるというのなら、修正ということがあるじゃないですか。——いや、修正すれば新しい交渉になるからというのでしょ。それなら、修正を国会が要求することはできないじゃないですか。その要求に基づいて……(否決だよ)と呼ぶ者あり。いや、要求したことを議決する場合に、否決になるかどうか、それは別です。よし、修正の動議を出したり、修正をしようとするのが封ぜられるかどうか、どうですか。

○藤山国務大臣 今申し上げたように、修正がありましたが、もとの案が修正されれば、締結について承認を得られないことになるわけですね。われわれは、出している案を、締結について承認を求めているわけでありまして、でありますから、そういう意味において、否決と同じだということでありまして、なお、こまかい点については、法制局長官から御説明いたします。

○松本(七)委員 否決される、従つて、これは新しい交渉にならざるを得ない、どうせ多数でもって否決されれば仕方がないというのですか。少数意見ばかりにある。修正動議を出すこともそれではできないのですか。そこはどうですか。(出したらい)と呼ぶ者あり。外務大臣に聞いています。

○藤山国務大臣 そういふことは考えられません。

○松本(七)委員 考えられるのですか、修正を出すことは許されるのですか、どうですか、その点、はっきり言つて下さい。

○藤山国務大臣 今申し上げた通り、許されません。

○松本(七)委員 それはなぜ許されないのですか、根拠を示して下さい、法的な根拠を。

○藤山国務大臣 法的な根拠については、法制局長官から御答弁申し上げます。(発言する者多く、議場騒然)

○松本(七)委員 そういふことではだめです。答弁を求めている。答弁を求めている。だめだ。答弁を求めている。

○林(修)政府委員 発言を求められておりますので……

○松本(七)委員 そういふ運営をしてはだめですよ。答弁を求めている。だめです。だめ。だめ。発言、議員の要求ですよ。

○藤山国務大臣 私から、法制局長官に答弁させますと申し上げております。

○松本(七)委員 別な問題で聞く。答弁を求めない、答弁は求めない。外務大臣が今の問題で答弁できないなら、別な問題で聞きます。すわらして下さい。林さんをすわらして下さい。(発言する者多く、議場騒然)すわらして下さい、すわらして下さい。答弁求めています。

ない。すわらして下さい、だめだ。(すわらせなさい、すわれ、實際問題と別の問題だよ)と呼ぶ者あり。今の問題には、実は非常に大事な点があります。すわらせて……

○小澤委員長 田中君、静粛に願ひます。

○松本(七)委員 どうしても外務大臣が答弁されないから、やむを得ませんから、ほかの問題から聞く。

外務大臣の二つ見解を伺いたいのには、憲法の四十一條の規定をどのように考えられるか、一つ述べて下さい。

○藤山国務大臣 「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と、ここに書いてある通りであります。条約は行政権にまかされております。

○松本(七)委員 何ですか、四十一條ですよ、憲法の。憲法四十一條を聞いておるのです。

○藤山国務大臣 国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であります。条約の締結は行政権にまかされておるわけでございます。

○松本(七)委員 国会が唯一の立法機関であるということは認めるけれども、条約の締結は行政権にまかされておる、こゝ言われるのですね。なぜ条約に限つて行政権にまかされなければならぬのか。条約を行政権にまかせ、何ら修正する権利も国会に認めないということは、これは国の最高機関としての、また、唯一の立法機関としての国会の審議権を侵害することにほならないか、この点を藤山外務大臣。

○藤山国務大臣 それはないと思ひます。イエスと言ひ、ノーと言ひ権限を国会は持つておられる。

○松本(七)委員 それでは、普通の法律案について、なぜ修正が認められるのですか。

○藤山国務大臣 そうした憲法論につきましては、法制局長官から御答弁をさせます。

○松本(七)委員 委員長、答弁を求めている。求めていない。(議場騒然)それでは、また別なことを聞きます。

○小澤委員長 松本君、政府の法制局というものは、政府の法律を研究するためにできておるのですから、そのために政府委員になつておる。

○松本(七)委員 そういふ段階になつたら聞きます。今は、主権大臣である外務大臣に、基本的な考え方を聞かなければならないとだから、これを聞いておる。まだ林さんに聞く段階じゃない。

外務大臣に聞きますが、条約は、なるほど国内法と違つて、国と国の間に権利義務が設定される。しかし、条約は、公布することによつてその国民の権利義務を規律するわけです。その面においては、唯一の立法機関である国会が、その条約の締結の過程で、あるいは錯誤による締結ということもあるかもしれない、あるいは不当に国民の権利を侵害する場合があるかもしれない、そういう場合に、当然この条約の内容に立ち入つて審議して、もしもそこに不当な個所があるならば、修正の意見をはつきり出すということが許されるべきだと思ひますが、この点どうですか。

○藤山國務大臣 条約そのものの性質から申しまして、あるいは七十三条の精神から申しまして、そういうふうには出て参らないことになっております。

○松本(七)委員 どうして出てこないのですか。

○藤山國務大臣 詳細にわたりましては、法制局長官から答弁いたさせます。

○松本(七)委員 主管大臣がこういう大事な問題について答弁ができないならば、答弁できる問題だけども聞きます。そして、あとは、あとへ残しておきます。

「法制局長官でいいじゃないか」

「お前は黙っている」「委員長注意しろ」「理事を注意しろ」と呼び、その他発言する者多し」

○小澤委員長 理事も委員も御静粛に願います。傍聴人も御静粛に願います。

○松本(七)委員 外務大臣、この条約の中に、審議の過程で不当な個所が発見された、これを、少数意見であるけれども、何とかして修正したいというよりな意見が出た場合に、それを修正する運動というものは、それが否決されるかどうかというとはわからないでしょう。幾ら多数の意見でも、説得した結果、あるいは国会全体の意思としてそれが正しいという場合があり得るのだから、そしてそれが正しいということになるれば、行政府のやった行為に対して、それは間違いだ、やり直せということになりませんか、国会のその修正の意思を体して、政府は再交渉する。二国間条約ならば再交渉、多数国間条約ならば留保するということになるのでありますから、国会の審議権

をあくまで守るといふ建前を貫くためには、今言うような、政府の持つてくる態度で行政府の独断を許すのでなしに、当然国会で、ただ可決可否決かということでないに、修正を認めるといふ審議の仕方を許すのが、私は、唯一の立法機関としての国会の権能を完全果たすことになると思ふ。

○藤山國務大臣 国会が修正の希望を付して否決されるのが当然だと思ひます。

○松本(七)委員 それじゃ、修正意見がだんだんたくさんになってきたら、どうしますか、修正意見というものが多数派になってきた場合にはどうするんですか。

○藤山國務大臣 御承知の通り、条約は相手国があることでありますから、やり直さなければなりません。また、否決しなければ、やり直せないわけでありまして、(それは国会がきめることだと呼ぶ者あり)

○松本(七)委員 今も、私語ではあるけれども、これは国会がきめることだ、こう言っておる。私も、この問題については、国会がもっとしっかりとして検討して、これは確かに学説だつて二つあるんです。修正を認めるべきではないという学説と国会における修正権というものは認めるべきだ、こういう意見が現にあるんだから、そうならば、少数意見が正しいか、あるいは今の多数意見が正しいかということは、今の日本の憲法あるいは国会法に基づいて国会がきめなければならぬことになるんだ。政府は政府で、今のような解釈をとって臨んでおる、これまでも臨んできた。ところが、その政府の解釈なり基本的な態度が、い

ろ今までの問題を検討してみると、正しくないんではないかという疑いが出てきたから、ここで政府の考え方をはつきりと伺ひ、特に主管大臣である外務大臣の考え方を伺つて、そして、われわれの考えもここで述べる。はたして政府の今までのつてきた態度が、国会として、これは自由民主党とか社会党という問題ではないに、国会全体の審議権の問題ですから、はたしてこれだといふ必要があると思ひます。それをたださなければ絶対に審議ができないとか、そういうことをまだ言つてい

るのではない。いやしくも、そういう疑いが少数意見でもある以上は、国会としては、そのことについての一応の検討をして結論をつけておかなければ、将来いつまでもこの問題が糸を引いて残る。これは大事な国会の審議権を、行政府が条約の名に隠れて独走して、侵すかどうか。(そんなこと

はないと呼ぶ者あり)そんなことはな

いと言ひけれども、少数意見だが、これは国会の審議権を侵害するものだといふ意見がある。従つて、私も、この問題をもっと真剣に検討する必要がある。そのためには、法制局長官の意見も必要に応じて十分述べてもらわなければなりません。しかし、今は主管大臣たる外務大臣が、一体どういう基本的な考えでこれを扱つたかということについて、もっと詳細に伺つておかなければ先に進めないで、そこで大臣の答弁をさつきから求めているわけなんです。ですから、委員長も大臣の答弁を一つ求めてもらひたい。

えからいへば、条約といへども、なるほど国際間の権利義務は設定するが、同時に、公布によつてそれは国民の権利義務を規制する。従つて、国会では国内法と同様に扱ふべきだ、それが第一点。そういう建前に立つておる詭掟が、日本の国会法の規定にもあるという事です。それは、国会法の八十三

最高機関の審議権を守つていくためには、この点について、学者の中でも意見が分かれておる。いろいろ調べてみても、今まで国会で十分討議されたことはないんですよ。それでは、この点について、国会で一体どれだけの審議がなされたか。そういう根本の問題について、今の政府の持つてくるこのよう

な態度でも、国会の審議権の侵害にはならないといふはつきりした結論が出れば、私も、このままの従来通りの態度でも受け入れてもいいかもしれな

い。しかし、御承知のように、今までのこの点は十分説明されておらないわけ

です。ですから、本来ならば、私は、こういう修正できないという建前を貫くために、このような法律案と違つた形式で条約案が出てきた、これを衆議院が受け取ること自体に問題があると思ひます。そういう点について、一休議院運営委員会での程度の検討がなされたか。過去において、平和条約のときに土井直作さんがちよつと触れられたことがある。しかし、このときは、これは内容にわたつての議論がされずに、そのまま従来のやり方を踏襲してきておる。ベトナム賠償のときも、参議院で小林孝平さんが、議案は紙一枚じゃないかといふことで、少し問題になった。しかし、そのときも十分な検討といふものはなされておらないので

議運に差し戻して検討すべきである。
絶対にそうです。

○小澤委員長 松本さんの、疑義を究明することには賛成しますよ。しかしながら、前例として何十件もの案を扱ってきたこの国会が、新たにあなたの解釈が出てきたからといって、一々議運でこういりものをやって審議をし直すというばかなことはない。

○松本(七)委員 私の今出しておる疑義というものが、今まで大きな問題になつて十分な検討がなされておれば、それはいいです。しかし、それがなされておらないのです。

○小澤委員長 なされた結果、今までやっております。

○松本(七)委員 なされておられないから、私どもは、この重要な問題をもう一度議論で十分検討すべきである、こう言っている。だから、検討して、この問題はもうあまり十分検討する必要がないという議論の決定が出るかもしれない。しかし、一応これは検討に値する。従って、検討するが、時間もかかるかもしれないから、特別委員会はこのまま継続してやれ、こういう命令が議論から出れば、どんどんやりま

す。それを一応議論に諮らずして、われわれはこのままやるわけにはいかない。

○小澤委員長 松本君、あなたの意見は、私に対してその議論を言っているのしょう。

○松本(七)委員 そうです。

○小澤委員長 ですから私は、今まですでにこの問題については国会の意思が決定して、何十件も同じような扱いをしてきたのでありますから、もしあなたのようない意見があつて、さらに研究する必要があるならば、私はその研究には反対はしません。しかしながら、(本人の研究は自由だ)と呼び、その他発言する者あり)本人の研究は自由ですよ。

○松本(七)委員 私は、条約審議権をめぐって行政府と国会との関係をもつとはつきり究明すべきであるという立場から、今言つておるわけです。そこで、まだ委員長が私の要求に対して了承されず、議論にかけるかどうか、必要はないとあなたは言われるでしょう。しかし、もう少しわれわれの意見を聞いたならば、あるいは、それじゃ

もう一ぺん考え直そうじゃないかということになるかもしれない。そこで、私は今この問題を簡単に申し上げたけれども、まだ他にそういう意見を持っている人がたくさんおるのですから、それでは続いてその委員の方々の意見をもう一度ここで、政府に対する質疑とか、あるいは委員長に対する質問の形で継続して、なおどうしても議論にかけるべきだというわれわれの意見が変更することができない場合には、一十分その点についても取り扱いにも一度考慮していただきたい。ここで絶対にはやらないのだという態度は不当です。もう少し聞いてみて……。

○小澤委員長 私の意見でしよう。だから私の意見を言つておるのです。

○松本(七)委員 委員長の意見は今一応聞いたけれども、まだ他の委員の質疑を聞いてみて、その上でなお考慮する余地を残しておいていただかないと、委員長の意見で一方的にそれをここで決められては困る。われわれの意見はわれわれの意見であるのだから。と言つておるのだから、その点はどう一度みんなの意見を聞いて、その上で慎重に取り扱うということをお約束していただきたい。ただ、一応質疑応答が終つたら、このまま継続するということを前提にやられたのでは困る。いいですか、その点をちゃんと約束して下さい。

○小澤委員長 私の答弁は、さつきあなたにお答えしたのと同じことを、何人質問しても、確信を持つてお答えします。

○松本(七)委員 今まで政府のとつてきた態度、これは全然当然なものとして

て今まで長年やつてきたのだから、もうこれでやるのだ、そういう考え方で、国会の審議権を守ることはできない。まだ少数意見があるのです。たとえば佐藤功さんのごときは、はっきりと、条約の修正権は国会に認めるべきだと言つておる。また、オッペンハイムの原典を見ても、必ずしも修正を否定してはならない。それから横田さんの書物を見ても、やはり修正ということができるというところは言つておらない。論理的にはそういうことはやれると書いてある箇所がたくさんあります。ですから、そういう点について、もつこの際詳細に議論する必要がある。それはこの委員会でもやることもいいでしょうが、やはり議論で、今まで扱つてきたこの態度がはたして正しいかどうかという再検討の意味でも、やる必要があると私は思うのです。そういう意味で、これはこの委員会と並行してやるかどうかは今後の問題として、一応他の委員の質問によつて、政府も委員長ももう一度考慮していただくというのくらいはゆとりは持つて運営していただかなければならぬ。自分はいくらだから……。

○小澤委員長 あなたの希望の点は十分わかつております。

○竹谷委員 私は、ただいま松本、森島両委員から質問されたことに関連をいたしまして、一、二政府にお尋ねをいたしたのであります。

今提案せられておる条約の締結について国会の承認を求めるといふこの問題であります。このことについてお尋ねしたいのであります。条約、協定あるいは交換公文、その他外交上の

公の取りきめは、文書でなければならぬかどうか、口頭でもいいのか、それをまずお尋ねをいたしたい。

○藤山國務大臣 文書で取りきめるのが通常だと思います。むろん、場合によつては口頭で約束することもありましようけれども、通常は文書で取りきめるわけでありませう。

○竹谷委員 通常は文書であるというが、国会の承認を受け、批准を経なければならぬような国際間の公の取りきめは、当然文書によらなければならぬ、そう考えますが、さうであるかどうか。

○藤山國務大臣 その通りでありまして、国会の承認を求めようとするものは文書でいたすことになっております。

○竹谷委員 ところで、国会に承認を求めんとする条約の締結、これについて論争があるわけでございますが、森島君の質問に対して政府は答弁をいたしたようでありまして、これはこの委員会の議論が喧騒であつて私は聞き取れませんでした。重ねてお尋ねしたいのであるが、政府の言うところの、国会の承認を求めんとするその対象は、締結なのか、条約なのか、両方なのか、それをお尋ねしたい。

○藤山國務大臣 条約を締結するといふことについて承認を求めるといふことについては、

○竹谷委員 条約の締結、条約と締結と両方でありませうから、従つて、この承認を求めんとする案件は、条約、交換公文——第一の案件であります。安条約の締結に關する承認の件として国会の承認を求めんとするものは、安条約及び二つの交換公文であることに、その締結について、この二つの

内容と、そしてその締結の行為と、その両方について国会の承認を求めようとするものであると考えるが、その点はどうか。

○藤山國務大臣 これこれかかかの内容のものを締結するといふ、その締結の承認を求めるといふことではない。

○竹谷委員 締結という行為だけの承認、これはナンセンスなんです。国際条約を締結するといふ承認だけでは、これは包括委任みたいな、白紙委任みたいなもので、問題にならない。従つて、安条約及び二つの交換公文、これらの承認、そしてそれを締結することの承認、この二つがなければ、国会の承認といふものは成立しないと考えるが、どうであるか。

○藤山國務大臣 議案は一つでございます。これこれの内容を含む条約を締結するといふことの承認を求めるといふことであります。

○竹谷委員 私もそれはわかつていて、常識的に言つて、そこで承認の対象となるものは、ある条約の締結ではなくて、安条約及び二つの交換公文が対象であり、それがいいか悪いか、同時に、それを締結していいという承認をとらうというものが、政府の議案として提案された趣旨であらうと考えるが、そのように理解していいかどうか。

○藤山國務大臣 つまり、こういう条約を締結するといふ承認を求めておるわけでありませう。その承認の内容は、かかかかのものであるといふことではない。

○竹谷委員 そうしますと、やはり一つの条約、二つの交換公文、並びにその締結といふことを含んだ、大きい意

いものとは、今申し上げましたような
 条約、もしくはそれに付属する交換公
 報があるいは批准の留保となり、ある

はこういふふうに修正すべきだといふ

るのでなければ、外交に関する国会の

問題ではない。日本の国家の安否が問

題なのでございまして、もし政府の言うように、外交の行為は、政府、執行部の仕事であるというならば、調印するまでは、われわれはそれを認めるにやぶさかではございません。しかし、その場合には、批准前国会承認の場合において、国会が自由なる修正、反対、削除、そういうものが非常に自由にできる状態に置かれなければならない。ごく一部、百分の一、千分の一の反対でも、それは全部否認したらいけないか、全部不承認にしたらいいじゃないか、こういうことをおっしゃっておりますが、そのような場合に、どういふ結果になるかははっきりしているのです。国民の意思を代表した国会が、国家の安否に関するこの重大な条約等に関してどういふ意見を持つてやるかということ、政府が外交行為をやる上においても非常に重大である。でありますから、それに対して修正やいろいろな意見を認めるという考え方で、初めて、政府が調印まで自分の当然の権能である、こういうことでは、いいのであります。が、しかし、批准前国会承認において、全体としてどうか、こういうような憲法解釈をとるならば、調印前に国民の意向、国会の意思を十分に聞く、そうして、その承認を得ておくというところを、調印前に政府がやってはならないという憲法上の解釈はないと思う。そういうふうなことによって、一そう国家のためになるいい外交ができる。そのように考えるべきであらうと思うが、総理大臣はどういうお考えでございませうか。

○岸国務大臣 もちろん、私どもがこうした条約の締結について国会の承認を求めておりますその審議の過程におきまして、自由に質疑応答が行なわれ、また、これに対する各委員、議員の意見が述べられることは、これは当然でありまして、それをちつとも制約するとかいうことではございません。そういう、もしも多数の御意見が、ある条約の一部を、どうしても政府が調印したこのままにおいてはいいかない、それを削除しなければいかぬとか、あるいはそれを修正しなければならぬという御意見であるならば、われわれが締結を求めておる議案に対しては不承諾であつて不承認、承認を得ることができなかつたことであります。いわゆる否決されたことであります。行政府としては、国会の多数の意見に基づいて、そういうふうな否決され、また、それに対してどうすべきであるという御意見等に対しては、それを尊重して、行政権においてさらにその国と新たな交渉をして、そういう条約が締結するといふふうないくべきものであります。議案としては、そういう場合においては、われわれが求めておる承認を得ることができなかった、すなわち、それに対しては国会は否決されたということになると思ひます。それは決して各位の意見を制約したり、押しつけたりする性質のものではございませんで、十分の御審議なり、あるいは御意見のあることは当然である、かように考えております。

○竹谷委員 総理大臣の見解に対しては、われわれは反対であります。そこで、この問題については今後とも留保をいたしまして、国会の承認に関する行為のあり方、また、憲法の解釈等について、十分検討を続けていきたいと思ひます。

私の質問はこれで終わります。

○小澤委員長 多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 まず、私は、総理に、憲法の解釈をお聞きしたいと思ひます。

七十三条の第三号に、条約を締結する内閣の権限が書いてありますが、そのただし書に、事前に、あるいは事後に国会の承認を経ることを必要とするといふこと。この事前及び事後といふのは、何を時点として前であるとか、うしろであるとかいわれるのか、御意見をお聞かせ願ひたい。

○岸国務大臣 条約として効力を発生するときは基準として、その前に、あるいはその後に、こう解釈しております。

○多賀谷委員 そういたしますと、本安保条約は、第八条に「この条約は、阿国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。」とありますが、それから、この安保条約は批准が効力発生要件かどうか、そのときであるかどうか、お尋ねしたい。

○岸国務大臣 条約に書いてあります通り、批准書の交換が行なわれたときに効力発生のごときでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、今国会の承認を求めるといふ議案は、これは事前に国会の承認を求めておられるのであるかどうか、お聞かせ願ひたい。

○岸国務大臣 事前に求めておるわけでありませう。

○多賀谷委員 そういたしますと、もう一つ、私は、国会法について政府の見解をお聞かせ願ひたいと思ひるので

す。それは、国会法八十五条に「回付案に同意しなかつた」と書いてある「回付案」とは、一体何ですか。

○林修政府委員 この点につきましては、御承知だと思いますが、第十九回国会においても議論があつたところでございます。この規定から、一院が他の院と異なつた議決をする、しかも、それが修正議決をするを前提とした条文ではないかという御議論がございまして、これについて当時の政府の見解を示しております。これは必ずしもそれは考えられない、条約の性質上、先ほど申しましたように、承認または不承認ということが国会においての御議決だ、ただ、ここであるのは、さつきちやつと申し上げましたけれども、たとえば可分の条約——二つの関連するもの、内容は可分である、そういうものを一括して議案として国会の御承認を求めると、そういうことも過去においてあつた。そういうものについて、一つの方の条約は承認、一つの方の条約は不承認、こういうことがあり得ないわけではない。そういう場合にこの規定は働くのではないか、かようにその当時もお答えしております。

○多賀谷委員 私は、可分、不可分というより、論理の魔術をもつてこれを解釈すべきでないと思ひます。明らかに国会法は、「予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき」と、こうある。すなわち、これは衆議院において賛成をして、参議院において修正がなされた、こういう場合に、衆議院に再び戻ってくる場合を回付案というのでしょ。と申しますのは、

すでに国会法で回付案という定義が下つておる。「乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。」と、こうある。ですから、修正ということがなければ、回付といふことはあり得ない。国会法は、条約についてわざわざ別の規定を置いておる。しかも、回付案という言葉を使つておるの、これは明らかに修正を予定した回付案です。ですから、当然国会法としては、条約については修正ができるのだという建前になつておる、こう考えるのですが、総理はどうですか。

○林修政府委員 この点は、先ほどもお答えいたしました通りに、この八十五条に基づきまして、国会法は条約についての修正を予定しているのではないかという御疑問が、過去においてあつたことがございます。これにつきましては、当時、私どもの解釈をいたしましては、これはそうではない、その読むべきではない、条約というもの、憲法の七十三条等の解釈から申しまして、これはやはり、本来は条約の締結権は行政権に属することとございまして、国会に對しては、締結については承認を求めるところであり、しかも、条約というものは、普通の立法作用とでは違つたわけでありませう。国会が御議決になつたからといって、直ちに内容が変るものではないと思ひます。相手国との間に約束ができません。内容の変更はできないわけでありませう。そういうものの性格から申しまして、これは承認が不承認しかあり得ない。ここで言つておるの、今申しましたような可分の条約について、あるものは可決、あるものは否決——と

いうことは、議案の内容については一部修正でございます。そういうことは、ごくまれな場合にはあるわけであり、そのうちものを予定した条文ではあるまいか、少なくとも、政府としては、そう考へるということを申し出ておりますし、ただいまもその考へてございます。

○多賀谷委員 憲法は、事前を原則としております。事後は一時宜によつて」と書いてある。例外は事後であるということになるのですから、事前の承認というのは、当然修正権を含まなければ意味がないでしょう。国会法は、しかもその条文を異にして、わざわざ条約の回付案という言葉を使つておるのです。これは当然修正でしよう。総理の言ひによつて、一部修正の場合が、否決になるなら、回付はしませんよ。当然、両院が違つた議決をしたことになりまして、回付案といふのは、一部修正をした場合に起こるのでしよう。どうですか、総理、あなたの言ひによつて、否決の場合には起こらないわけでしょう。

○岸田外務大臣 条約の回付案の解釈につきましては、先ほど来法制局長官がお答へを申し上げておる通りに、従来、条約におきまして、内容的に可分な条約を一括に議案にした場合が、少ないのでありますが、過去においてもあつた。そういう場合に、一部のものに對して否決し、一部はこれを承認するといふような場合をさして、国会法にならしておるのであつて、国会に出して承認を求めるとは、事前を原則とし、事後をなにするといふことは、条約の意義からいって、私は當然であらうと思ふのです。効力が発生した後

に、ある一つの権利義務が生じた後に国会の承認を求めるといふのじやなしに、それが効力を発生する前に求めてこそ、国会は、その条約の締結を不当と認め、適当でないといふ場合に、承認を与えないといふことができるわけでありまして、そうすれば、効力を発生せしめることができないのでありますから、これは當然でありまして、これをもつて修正権があるという根拠にはならぬと思ひます。

○多賀谷委員 しかし、一部修正は修正ですよ。総理の言われるように、否決になるわけじやないのです。修正は修正ですよ。そのうちものを、その場合に回付案といふのがあつたわけですよ。

○林(修)政府委員 多賀谷委員に申し上げますが、結局、問題は、もとの憲法の解釈の問題であります。あるいは行政作用、立法作用の問題から出発して、くるわけでございます。国会法といへども、それを受けて書かれておるものだと私は考へておるのであります。これは御承知のように、普通の法律案のような立法作用であれば、国会が全面的な権限を持つていらつしやるわけでありまして、いかなる立法をなさうと、憲法違反でなければ、それは全部可能なわけでありまして、従ひまして、かりにその議案を政府が出し、あるいは議員がお出しになつた場合でも、その内容と異なる議決をなすことは、まさに国会の立法権の作用でございます。ところが、条約の場合は、これは相手国との間であつた約束をいふことになつたわけであつて、ついでに、さういふ約束をしてよろしうございませうかといふことを、国会に御承認を求めらるわけでありまして、従つ

て、それを国会が、いわゆる普通の法律案の修正と同じように、これが修正できるとすれば、相手国と相談なしに、内容を一方的に変更しても何の意味もないわけで、それは先ほど申し上げました通りに、これは国会の御希望として、さういふふうに修正して、さういふ一歩を出して、さういふこととだと思ふわけでありまして、それは結局、出た条約については御承認が得られないといふことでございまして、もう一歩それを出して直して、さういふことで、いわゆる一部修正の御希望があれば、政府としては、前の議案は引つ込めるか、あるいは不承認の御議決をいたしたい、もう一歩国会の承認が得られるような内容に直して出したい、さういふことだと思ひます。それは、法律案のような修正といふことはあり得ない、さういふことを申し上げたわけでありまして、

○多賀谷委員 それは、あなた、外交のことですよ。国会が一部修正をしたら、外交権としては、国会が一部修正をされたんだから、条約は調印して確定してゐるのだが、これは否決でありまして、あらためて提案をいたしますという外交の問題ですよ。国会の問題じやない。(国会に修正権はない)と呼ぶ者あり) いや、国会に修正権があるのです。その修正権によつて、外交の方が、国会で一部修正になつたのだから、今まで話し合つた案が変わるんですから、あなたの方は新しい提案を外国にされるのです。間違つちやいかぬですよ、混同して。

○林(修)政府委員 これは決して混同はいたしておりません。普通の立法作用であれば、法律を御修正になれば、あるいは原案を修正議決されれば、それがまさに法律としての効力を発生するわけでございます。ところが、条約の場合は、かりに国会で、今おつしやつたような意味で御修正になつて、相手国と妥結できない場合は、その条約は当然成立しない。さういふ意味におきましては、国会が御修正になつても、その効力は、さういふ意味では何でございませうか、何の効力も発生しないのであります。さういふ意味におきまして、さういふ修正といふのは、これは修正じやないと思ひます。法律案で申し上げます修正は、まさに、国会がさういふ内容の意思をおきめになれば、それはそのまま法律として効力を発生する、さういふことでやつていらつしやるわけでありまして、条約につきましては、さういふことに内容を変えたらどうかとおつしやる希望の表明といふものは、これは別のことで、あり得ると思ひますが、さういふ希望の表明があれば、政府として、また向こうと交渉し直して、もう一歩ん条約を出し直す、さういふことになるわけでありまして、それは、いわゆる普通の法律案でいふ修正とは意味が違ひ、普通の法律案のような修正はあり得ない、かように私は言つておるわけでありまして、

○多賀谷委員 私も、法律案のように、直ちに効力が及ぶといふことを言つてゐるのじやないのです。国会で修正をすれば、その修正は元の案の修正ですから、もう一度交渉し直さなくてはならない、さういふこと。そのことは、国会の意思とは関係がないのです。国会が修正をすれば、当然新たな提案として交渉するといふことは、国会の意思決定とは関係がない。あなたはさういふことを言つたけれども、現に、今まで国会の運営をつかさどつた事務総長、大池君の著書にさういふことが書いてあるか。大池君は、少なくとも国会法の原案の起草に當つた人です。その本にさういふことが書いてあるか。すなわち、「議院において修正をなし得るか」とか法律論があるが、すでに締結後のものの承認の場合に修正の余地なきは明らかであるが、締結前の案」すなわち、この場合は批准前ですが、批准前の「案」については、これに承認を与える場合、修正意見を付し得るは當然であつて、これを修正として取り扱つて何ら差しつかえないと思はれる。さういふことがはっきり書いてあるじやないですか。締結とは調印前ではない。総理大臣がさつき言つておる。締結とは、これは批准をもつて締結とみなす、さう言つておるのです。しかも、単に事務総長だけではない。美濃部さんも、やはり事前における承認には修正権があるのだといふことを、はつきり明記されておる。先ほど松本さんが言われました佐藤功さんも、やはり事前の承認の場合には当然修正権があるんだ、それは国会もみずから認めておるじやないか、さういふことを書いておる。いやしくも、国会議員がみずから法律を作つて認めておいて、自分の権限がないといふやうなことを言うのは言語道斷である。これは明らかに、今まで間違つた運営がなされておる。(発言する者あり)ですから、これは当然修正があり得る、さういふように解釈するのが、それはどうですか。

約に留保を認める条項がありました場合に、これは政府に対して、そういうことをはつきりして、もう一ぺん出してこい、そういうことをおっしゃることだと思ひます。留保をつけるというのは、これは議案の修正では決してないわけですから。それは国会の御意思で、この条項については留保をつけるという御決議があれば、またそれはそれに従つて処置をする。議案の修正という問題ではないと思ひます。

○多賀谷委員 そうすると、二国間の条約でも留保をつけられますか。

○林(修)政府委員 二国間の条約は、これは申すまでもなく、二国間で留保をつけるということは普通はあり得ないことではありません。多数国間であれば、あるいは留保条項がつくということはあり得ますが、二国間では、留保というものは両者の意思が合致しないということ、両者の意思が合致しないければ、それはもう一ぺん条約を直すという事でございませう。しかし、条約の内容を変更するよりなるときめを、留保という形でやつた例もないでございませうが、その場合の留保というものは、よほどごときは意味が違ふ、かように考えます。

○多賀谷委員 そうすると、多数国の一般条約に留保をつけた場合は、どういふ形で衆議院に返ってきますか。衆議院では賛成して、参議院で一条項についてその適用について留保した場合に、どういふ形で返ってきますか。

○林(修)政府委員 先ほど申し上げました通り、議案そのものの修正ではないと申し上げておきます。従いまし、かりに参議院が、これは第何条には留保をつけるべきだという御決議があつた場合には、一院の御決議である。それに対して、衆議院の方は、議案そのものが返ってくるのではなくて、また同様の御決議があれば、また国会のどちらかの御決議があれば、政府は当然それを参照してやるべきである。議案の回付という問題とは違ふと思ひます。

○多賀谷委員 多数国間の条約では留保ができるということになれば、それは、やはり条文そのものが議案でなければ、できぬでしよう。多数国の場合には議案として出して、二国間の条約のときには議案でないというものは、おかしきやないですか。少なくとも留保をするためには、一般条約の条文は議案で出さなければいけない。

○林(修)政府委員 私の申ししたこと、どうも私の申しした意味に御理解いただいておられないように思ひます。多数国間の場合に、条文そのものを国会に出すということではございませう。国会のある一院あるいは両院で、この条項には留保をつけるべしという意思の表明がある、そういう場合には、あるいは政府はそれに従つて行動すべきであらうと思ひます。ただし、それがいかなる拘束力を持つべきかということとは別問題でございませう。そういう点は行政府のあれでございませうが、条約の承認あるいは不承認ということは、別問題だと思つておきます。

○多賀谷委員 留保をつけるためには、議案として出なければ、留保できないでしよう。あなたの方は、今の話では、留保を認めるというのでは、留保を認めるというものは、議案として出なければ、留保はできません。そうすると、多数国間の場合はいけ

れども、二国間の場合にはできないという話はないでしよう。

○林(修)政府委員 いわゆる条約の留保ということは政府のやることで、国会の御決議は、これは留保したらどうかという意思にすぎません。そういう意味で、いわゆる条約そのものに對する留保をつけるか、つけないかということとは、行政府のやることでございませう。

○多賀谷委員 それは、参議院あるいは衆議院でも、一院で留保するというものは、これは留保するといふはつきりした意思の表明をするわけですから。議院として決議の内容です。

○林(修)政府委員 その場合には、条約そのものにつきますは、統いて、承認されるか、されないかという問題と関連いたしますが、政府が必ずその条約の条項に従ひまして留保をするといふことがはつきりすれば、あるいは承認、不承認……

○多賀谷委員 政府じゃない、国会です。

○林(修)政府委員 国会の留保ということとは、直接にはあり得ないと思ひます。これは對外的には効力を発生しないものでございませう。

○多賀谷委員 留保をする決議を国会がするのです。外交はあなたの方がやるのです。政府は、それに基づいて、留保するといふ話をするのです。混同しちゃいかぬですよ。知つておつて混同するのだからいけません。

○林(修)政府委員 私は決して混同しておりません。混同しておらないからこそ、こういうことのお答えをしておるわけでございませう。留保をするか、

しないかといふことは、行政府のいわゆる外交権の処理の問題でございませう。あるいは条約の締結権の問題でございませう。国会における希望意思の表明といふものは、ある条文を直せとか、直さなくてもよろしい、もう一ぺん考えてこいといふことと同じような意味の御表明だ、かように考えます。

○多賀谷委員 これは議案そのものに對する修正とかなんとかいふ意味では決してないと思ひます。

○多賀谷委員 留保といふのは、広い意味の修正です。この条項だけを停止する、いわば削除でもいいのです。しかし、削除することは、多数国間の条約ですから、一國だけが削除するわけにはいかぬので、これを留保という形になる。二国間では留保といふのがないといふのは、これは相手の国と自分の國だけですから、それは削除といふ形になるかもしれないけれども、多数國一般条約ですから、留保といふのがあります。自分だけで削られないのです。そこでそれは当然修正の内容です。ですから、回付案の中にはそういうものがある。しかし、その前提は、やはり条約を議案として提案をしななければできないといふことになるでしよう。そうすると、多数國の一般条約は議案として提案できますけれども、二國間のものはできないという理論が立たない、こういうことを言つてい

る。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げたことで御理解をいただけることだと思つておるでございませうが、条約といふのは、御承知の通りに、憲法から申しまして締結権——締結権といふことは、多数國の条約につきまして

の、あるいは加入とか、あるいはしないとか、そういうものを全部含んだものだと思ひます。そういうことになつても、これは行政権がやることになつておきます。それについて加入していいか、あるいは批准してよろしいか、そういうことについての御承認を国会に得ることだ、それ自身は、結局、国会がそういう多数國の条約に入ることがいいか悪いかの御承認をすることが多いことだと思ひます。ですから、それについて、多数國の条約については、かりに留保できる条項があるといふ場合には、行政府に對してそういう希望を表明される、これはあり得ないことじゃない。それは、議案そのものを国会が修正したから直ちに効力を発生するといふものではないわけですから。それは留保といふのができる場合もございませう、できない場合もあるわけですから。そういうことは行政府にまかされたことではございませう。これに對して国会が御意思を御表明になるといふことはあり得ることではございませうが、多数國の条約であらうと、二國間条約であらうと、議案の出し方は私は同じことであると思ひます。

○多賀谷委員 くしくも法制局長官ははつきりおっしゃつたわけですが、結局、留保をしたといふことは、修正なのです。その意思を相手國に伝えるかどうか、あるいは照示の同意を得るかどうかといふのが政府の方です。ですから、留保するといふのは、やはり國會として修正です。そして國會としてはそれができるなら、これは一般条約と二國間の条約を區別して扱ふといふ必要はない、また、そのことはできな

い、こういうわけですね。こういう点は、今まで政府が、ことに頭のいい法制局長官あたりがおられて、議員が勉強していい点をついて、あなたの方で国会法を曲げて解釈しているからです。明らかに国会法では、修正ということをやめて、回付案というところを使っておる。いやしくも、時の事務局長が、原案を作成した者が、事前の承認には当然修正権を含むのだと書いてある。当時の責任者です。当時の責任者が、事前承認には当然修正権を含むのだと解釈しておるのですから、これは当然疑義を持ってこの説明をしななければならぬと思う。今までこの説明ができてきたところ、これは私を含めてですが、不勉強さがある。国会としては、こういう重大な安保条約の改定に対して、われわれとしては、承認するかどうかという場合に、一体承認の中には修正権を含むかどうかというところは、当然疑義を解明しなければならぬ責任があると思う。これはわれわれは当然そのことを考えなければならぬ。これを考えぬという人は不勉強さがあるであって、その責任がわれわれにはある。また、今後そういう問題が起った場合にどういうようにその責任を果たすか、明確にしなければならぬと思う。総理、どうですか。

○岸国務大臣 問題は、この国会法の解釈の問題が、一つの意見の相違になつておるよりでありますが、言うまでもなく、国会法は憲法のもとにあつて、憲法の範囲内においてこれを解釈していくべきことは、私は当然であらうと思います。そうして憲法の解釈、また条約の締結というこの趣旨から見まして、われわれは、この行政権に

まかされておる条約の締結、ただし、それが効力を発生するためには国会の承認を経なければならぬ、こういうことで、こういう内容のものを締結して、その承認を得るということにつきましても、国会は、それを全体としていかぬという場合もございまして、その一部についてこのままでは絶対に承認を与えるわけにいかないという場合もあろうと思います。そういう場合においては、いわゆる承認を得ることができない。その案件については否決の意思が表示されることだと思ひます。そうしてなお、それについてどうしろという、その国会におけるこの御審議なりあるいは御意向なりというものをくんで、政府がさらに新しい交渉をしてそういうものを作るか、あるいは政府の考えでもって、そういうふうな内容を変えたものでは意味をなさぬから、そういう条約は全然締結しないか、これは政府が行政権にまかされておる範囲内で判断すべき問題だと思ひます。いずれにいたしましても、いわゆる法律における修正権、これは法律については、立法府として国会の意思が直ちに法律として効果を生ずるのでありますけれども、そういう意味における条約の修正というものは、性質上あり得ないことだ。国会がどうおきめになりました、相手方のある問題でありますから、それにおいて交渉していかなければならぬ。従つて、それならば、政府が締結をしたところのこの条約について承認を得ることができないという問題でございすから、従つて、国会法の回付案というものにつきましては、先ほど来法制局長官がお答えをしておりますように、

に、きわめて例外的な、まれな例でありますけれども、一つの条約のうちに分かたぬものであり、あるいは数箇の条約をいろいろな関係で一括して出して、その一部に対しては承認を与えられ、一部に対しては承認を与えないというふうなことが、この表示された場合における扱い、この解釈すること、憲法の解釈と国会法の解釈を調整する道であると思ひます。そのことについては、すでに今法制局長官がお答え申し上げましたように、かつて二十九年に論議されて、そういうふうな解釈を当時も答へられており、そうして、自來そういうことを一貫して政府もつてきておるわけでございす。○多賀谷委員 総理が憲法の話がされまされども、憲法からは、そういうことはどこからも出ないのです。憲法には、国会は国の最高機関であるといふこと。憲法から今のお話は出ないのです。憲法では、政府に条約の締結権があるから、国会で修正できないというのではないのです。総理、どうですか。そういう議論は憲法からは出ないのです。○林(修)政府委員 先ほどから……(総理だ、総理だと呼ぶ者あり)憲法の解釈から申し上げておりますが、総理は……(発言する者多く、聴取不能)憲法七十三條に、内閣が条約の締結をするといふことが書いてございす。その条約の締結について国会で御承認を求め、そういうことでございす。憲法においては、行政権の行使、かように書いております。そういうところから申し上げて、普通の立法作用とは違つてあります。憲法四十一條に、国会は国権の最高機関である、

かようにございすけれども、これは憲法上、あらゆることについて、すべてのことができるわけではございせん。たとえば裁判の作用、行政の作用、いわゆる三権分立の建前をとつておりますが、三権分立の建前から、ある事項については内閣の権限であり、それについては、ただし国会が関与するといふことであります。先ほど申し上げたように、条約は、そういう性格から、国会では承認あるいは不承認、こういうことになると思ひます。この点は、たとえばほかの行政作用につきましても、国会の御承認を得るといふような案件もいろいろございすが、それについても私も同様に考えております。○多賀谷委員 政府の方の解釈でいけば、これは憲法から、条約締結の権限は内閣にあるからといふことですが、そういう場合なら、調印前にも何もできないのです。どうですか、総理、調印前でも何もできないのですか。調印前も、承認も何もできないのですか。修正権はないのですか。○岸国務大臣 調印前におきましては、両国の間に、われわれ、行政権に基づいて外交上交渉しておるわけでありまして、調印するまでは内容的にはまだ確定してないわけですから、従つて、それは修正も何もないわけでありまして、もちろん、民主政治でありますから、各方面のいろいろな御意見を承つて、それを参考として政府がこの交渉をしていき、そうして調印をすべき最後の案を決定して調印する、こういうわけでありまして、調印前に修正権があるかないかという問題は、当然起つてこないと思ひます。

○多賀谷委員 調印前には、承認を受けられるといふことではないのです。○岸国務大臣 普通の場合、私はなと思います。法律論からいって、調印によって内容が確定するのが普通でありますから、従つて、その前に、不確定なもので承認を求めるといふことはあり得ないと思ひます。○多賀谷委員 ところが、あるのです。現にわれわれ議員に配られた衆議院先例集の中にもある。これは三件出ている。「日本国との平和条約第十五条(四)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件」これは調印前です。「国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件」これはともに第十三回国会、その次に、第十九回国会には、「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」現に調印前に三件もあるじゃないですか。○岸国務大臣 それはいづれもインシアルをしたところの協定でありまして、私の申し上げておるのは、絶対にそれがないとは、先ほど来申し上げておりません。私はそんなことは申し上げておりません。通常においては、そういう場合はないといふことを申し上げております。それは内容が確定しないからといふことを理由にいたしております。ところが、今のインシアルをして、いろいろ例があるといふことは、これは内容が確定をいたしておるからでございす。○多賀谷委員 今私が読み上げました三つの条約は、調印前に承認を求めておる。いやしくも総理は、二分くらい

前に言ったことを、私は言っていないと
言う。これは速記録を調べて私は問題
にしたいと思うのです。調印前にお
かないかというのを聞いておるので
す。ほかのことを聞いておるのじゃな
いのです。

○岸田外務大臣 私先ほどお答え申し上げ
ましたように、この内容が確定しな
い場合において、これが修正というこ
とはあり得ないということを申し上げた
のでございます。そして通常の場合に
おいて、調印前におきましては、この
内容が確定するということは一般には
ない。しかしながら、今おあげになり
ましたように、イニシアルをして、内
容がすでに確定しておる問題に關し
ましては、そういう事例もあることは
私も承知いたしておりますし、またそ
のこともあり得る。しかしながら、通
常の場合においては、調印の前におき
ましては、内容が確定しないから、そ
ういふ不確定なものについて承認を求
めるといふようなことは、従って、
修正もあり得ない、こういう意味
で申し上げたのでございます。

○多賀谷委員 そうすると、同じ条約
でも、内容が確定しない場合の前の条
約には、その承認に修正があるわけ
ですね。

○岸田外務大臣 これは正確に申しまし
て、調印とイニシアルというものは
違っておりますけれども、しかしなが
ら、イニシアルしたことは、これは内
容的に確定をいたしておきまして、
従って、修正という問題は、調印した
ものも、あるいはイニシアルしたもの
につきましても、条約については、わ
れわれは、国会においてそういうもの

はないと言ふことができると思いま
す。

○多賀谷委員 私はこれ以上ここで総
理と議論したくない。それは国会で国
会がきめるべきものです。政府がいかに
提案しようとも、国会自体がきめる
ことです。しかも、その内容が確定し
ない前には、この承認には当然修正が
できるといふことを、今の事務総長も
書いておる。今の事務総長が「国会運営
の理論」という本に書いておる。そうし
てその前の事務総長も、事前承認には
修正意見を含むと、歴代にわたって書
いておるのです。われわれは、こうい
う状態の中で、これ以上審議すること
はできない。少なくとも、両事務総長
を呼んで、これについて当然審議すべ
きだ。やり直すべきです。

○小澤委員 穂積七郎君。
「休憩々々」元の事務総長が書いて
「たんだ」と呼び、その他発言する
者あり」

○小澤委員 どうかあまり興奮しな
いで下さい。——静粛に願います。

○穂積委員 大へん大事な条約承認の
問題ですから、先ほどの御答弁で
まだ不明確な点を、この際、提案理由
の説明に入る前に、お尋ねしておきた
いと思うのです。

ただいま承認を求められております
条約について、内容については承認を
求めているが、関連があるけれども、
文書そのものは承認を求めめる対象に
なっていないというより、あいまい
な答弁が、外務大臣から行なわれまし
た。そこで、私は具体的に一つ一つお
尋ねいたしますが、安保条約本文は承
認の対象になっておりますか。

○岸田外務大臣 締結について承認を
求めているわけでありませぬ。

○穂積委員 その次に、交換公文の第
一、条約第六條の実施に關する交換公
文は、承認の対象になっておりますか。

○岸田外務大臣 同じ意味で、締結に
對して承認を求めております。

○穂積委員 これはアメリカでは承認
の対象になっておりますか、どうです
か。

○岸田外務大臣 アメリカでは承認の
対象になっておりませぬ。

○穂積委員 それでは次に、吉田・ア
チソン交換公文等に関する交換公文
は、日本国会に對する承認の対象に
なっておりますか、どうですか。同時
に、アメリカにおいては当然承認の対
象になっていないと思ひますが、この
点も明らかにしておいていただきたい
い。

○岸田外務大臣 吉田・アチソン交換
公文は、条約第六條と同じ扱いでござ
います。承認の対象になっておりま
す。

○穂積委員 おりますか。

○岸田外務大臣 なっております。

○穂積委員 おりますか。アメリカで
はどうですか。

○岸田外務大臣 アメリカではなつて
おりませぬ。

○穂積委員 その次に、相互防衛援助
協定に關する交換公文は、これも日本
国会に對する承認の対象としてお出し
なつておられますか、どうですか。
同時に、アメリカにおいてはどうか
か。

○岸田外務大臣 その通りでございま
す。

○穂積委員 なるほど、次は、駐
留軍に關する行政協定、いわゆる協定
ですね。この前は、国会の承認を経ず
して行政協定として取り扱われまし
たが、今度は、これは承認の対象とし
てお出しなつておられますか、どう
ですか。

○岸田外務大臣 その通りでございま
す。

○穂積委員 アメリカの国会において
は、この協定は承認の対象になつてお
りますか、どうですか。

○岸田外務大臣 ならぬだろうと思ひ
ます。

○穂積委員 なつておらない。

○岸田外務大臣 はい。

○穂積委員 次に尋ねたいしますの
は、協定第十二條(四)に關する交換公
文は、これは日本国会に對する承認の
対象になつておりますか、どうです
か。

○岸田外務大臣 参考資料になつてお
ります。

○穂積委員 アメリカでも、従つて当
然なつておりませぬ。内容について
はどうですか。

○岸田外務大臣 同じことでございま
す。

○穂積委員 先ほどのあなたの御答弁
だと、承認を求めめる対象の文書には
なつていないけれども、内容について
は承認を求めめるのだという意味の御
言がございましたが、それは一体どこ
のことを言つておるのか。

○岸田外務大臣 そういふことは言つ
ておりませぬ。参考に出す文書と、承
認を求めめる文書と、こゝ分けて申し上
げておるわけでございます。

○穂積委員 内容については、それで
は審議の対象になりませぬ。

○岸田外務大臣 御審議になる参考資
料として、そういう意味での御審議
は……。

○穂積委員 いいえ、そうではありま
せん。私の言うのは、承認を求めめる行
為に對する審議です。

○岸田外務大臣 締結の承認について
は問題になつております。

○穂積委員 次にお尋ねいたします
が、岸田外務大臣とアイゼンハワー大
統領との間における共同コミュニケは、
当然これは承認の対象になつておりま
せんか。

○岸田外務大臣 なつておりませぬ。

○穂積委員 ところが、これは非常に
大事な内容を含んでおる。政府が今ま
で説明してこられたところでは、特に
第二項後段におきます事前協議に關す
るアメリカ政府の意思表示として、非
常に大事なものと取り扱われてお
られるけれども、これは国際取りきめ
の文書としては、効力的にどういふ地
位を占めておるのか、法律上の効力に
ついてお尋ねいたします。共同コミ
ニケに關する法律上の効力……。

○岸田外務大臣 両政府の当事者
が、その意思を相互に確認し合つ
た、こういうことでございます。

○穂積委員 ですから、その法律上の
効力を聞いています。

○岸田外務大臣 効力という意味はど
ういふことでございますか、質問の要
旨がはつきりいたしておりますか……。

○**穂積委員** では、お尋ねいたしますが、条約、協定あるいは議定書、共同宣言等、国際間における取りきめの文書というものは、いろいろな形式があります。そういうものにおいて、共同コミニケというものは、一体法律上の効力はどういう地位を占めておるかというところをお尋ねしておるのです。

○**藤山國務大臣** 両行政府の首脳者の共同コミニケでございます。従いまして、その意味において、政治的な非常に大きなウエイトを持つておることには申すまでもございませんが、条約と同じだというわけではございません。

○**穂積委員** 非常に御答弁が不明確でございますが、これは一体法律上のオブリゲーションを両方が持つておるのか、持つてないのか。政治上のオブリゲーションはあっても、法律上のオブリゲーションはないとおっしゃるのかどうであるか、どちらであるかをお尋ねしておるのです。

○**藤山國務大臣** ちろん、総理とアイゼンハワー大統領とが、お互いにその意思を確認し合つておるのであります。その意味においては、非常に重要な文書だと思ひます。しかしながら、条約と同じ効力を持つておるのではございません。

○**穂積委員** この問題は、今度の安保審議においても非常に重要な問題でございます。内容については、これから審議に入るならば、その後にはいたしますが、この審議にどういふ態度で一体国会は臨むのかというこの取り扱い上の問題が、先ほどから問題になつておりますから、事前にお尋ねしておるのです。明確にしたい。私のお尋ねするのは、条約との比較において、その効力に軽重があるかないかというところをお尋ねしておるのではなく、これは単に政治上の義務は持つて、けれども法律上の義務はないと解釈しておられるのか、条約との間における経緯はあつても、条約と同様の法律上の効力を持つておるものであるかどうかというところをお尋ねしてゐるのですから、その点を明確にしたい。

○**藤山國務大臣** 御承知のように、この岸・アイク声明の中に、条約の關係において触れておるところがございまして、それは、われわれは交渉当時のお互いに確認し合つて進められたものを、さらに両政府の首脳者が確認をいたして参つておるわけでありまして、その意味において、非常に重要な文書であることは申すまでもないわけでございます。

○**穂積委員** 効力は、
○**藤山國務大臣** 両行政府の解釈を統一してここに表わしておるわけでございますから、そういう意味で、この声明が非常に重要であることは申すまでもないわけでございます。

○**穂積委員** どういふわけでしょう。私はそういう説明はわかつております。重要な合意の文書であるということとはわかつておるけれども、法律上の効力を持つておるのか、政治的な拘束力を持つておるのか、政治的な拘束力であるかということをお尋ねしておるから、その点、一言だけお答えいただければよろしい、どちらですか。

○**藤山國務大臣** 共同声明にはいろいろな事項がございまして、従いまして、その内容の中で、必ずしも条約に直接関係しない問題もあるわけでありまして、岸・アイク共同声明そのものが、全部関連があるというわけではございません。その中で、条約の解釈等についてお互いに意見を述べ合つておる点について、その意味においては、解釈としての効力がありま

○**穂積委員** 法律上の効力があるとおっしゃつたのですか、ないとおっしゃつたのですか。法律上の効力がありますか、どうですか。

○**藤山國務大臣** 法律という意味がわかりませんが、両政府の首脳者をお互いに確認し合つて拘束しておるのでございます。

○**穂積委員** その拘束力は、法律的吗、単なる政治的なものであるかというところを伺つておるのです。はっきりしていただきたい、非常に大事な内容を持つておられますから。

○**藤山國務大臣** 普通の意味におきまして、いわゆる国際間における合意された条約と類似の文書だというわけではございません。

○**穂積委員** どういふわけではつきりしないのですか。法律上の拘束力を持つておるか、単なる政治的な拘束力であるのか、どちらかということですか、それをはつきりしていただきたいのです。重要な文書であることはわかつてゐる。そんなことを聞いておるんじゃないやありません。

○**藤山國務大臣** はつきりしておると思ひますが、普通の条約のような、国際約束としての効力はないわけではございません。

○**穂積委員** 効力はない、ございませんとおっしゃつたのですか。法律上の効力はないとおっしゃつたのですか。どうですか、もう一べんはつきり。よく聞かれません。

○**藤山國務大臣** もともと、これは法律文書ではございません。法律文書ではないのであります。両政府の最高責任者が出した、共同の意思表明であるコミニケであります。従つて、政治的効力は、拘束力をお互いに持つておられますけれども、どういふ意味でおっしゃるのか、法律的という意味がわかりませんが、国際約束ではない、いわゆる国際条約と同じ意味の効力はないのだというところは、先ほど来申し上げておる通りでございます。

○**穂積委員** 外務大臣はどういふわけから、非常にあいまいにされております。これは御本人である、当事者である岸総理大臣、岸全権にお尋ねいたします。あなたは、法律上の拘束力をお互いに認めるつもりで共同コミニケを出したか、いすれであるか、あなたの考えを伺ひたいと思ひます。

○**岸國務大臣** この法律的といわれる言葉が、条約でございますので、国際間の取りきめでございますので、そのなについて先ほど来外務大臣が申しとおる通りに、国際上の条約と同じ意味の拘束力を持つておらないというところを申し上げておきます。それが条約と同じ効力を持つことが、あなたの御質問

の法的という意味であるかどうか、私、法律的という言葉が、こういう場合にどういふふうな意味で用いておられるのか、はつきりしませんから、そういう意味において、条約と同じようなものではないということをお尋ねしておきます。

○**穂積委員** ちょっとお尋ねします。非常に大事な点ですから。しかも、大きな關係を持つておるし、政府も内容については、私はききよう触れませんが、形式のことですから。内容は、後に審議に入りましてからお尋ねいたします。

あらためてお尋ねいたしますが、かつて重光外務大臣当時、在日米軍が核兵器の持ち込みはしないかという心配が、日本国民の間にはうはれ、起つてきた。これに答えて重光外務大臣は、時のアリソン・アメリカ代表と、核兵器持ち込みについては、日本政府の同意なくしてやつては困るという申し合せをされたことがございまして。これは口約束であつて、文書になつておりません。録音もとられていない。しかしながら、これは正確にあるということをお尋ねする。政府の責任において、当時の外務委員会において答弁されて、政府の解釈は、これは法律上の効力を持つておる、文書にもなつていない、政府間代表の正式な、權威ある者の間の申し合せで、口約束であるけれども、これは単なる政治的な約束、道徳的な約束ではなくて、明らかに法律、国際法上のオブリゲーションをお互いに持つておるから、日本の同意なくして、合意なくしては、コンセンストまたはアグリーなくしては、絶対に日本に核兵器は持ち込まないから、

安心しない、という説明をされた。これは明らかに国際取りきめにおける法律上の効力を持つものとして、政府は説明されておられます。この重光・アリソンの核兵器持ち込みに関する申し合わせと、この共同コミュニケとは、両方とも合意によるものである。一方は文書になっていないが、これは文書になっている。そのときに、法律上の効力は一方はあつて、これはないという事は、どういふことであるか。その輕重を、理由を明らかにしていただきたい。

○岸國務大臣 これは要するに、共同声明といふものは、國際的に、最近、いろいろなところにおいて、各國の首腦者の往復が盛んである場合において出されておるものでございますが、これはおのおのの見解とか、あるいは意思を表明し合うという性格のものであらうと思ひます。いわゆる國際的の約束といふような意味の形式のものでは私はなからうと思ひます。お互いに意思が合致し、お互いの見解を表明するといふことが、共同コミュニケといふものの意味であらうと思ひます。そういう意味において、いわゆる國際上の約束である國際条約であるとか、あるいは取りきめといふような意味における拘束力を持つておるものとは解釈すべきでなからう、こう思ひます。

○櫻井委員 これはちよつと納得がいけない。たとえば、第一項における問題について、この國際情勢の判斷等について、大統領から説明があつて、總理大臣は賛成した。これは今おっしゃるようなことでしょう。第二項においても、第二項の後段において、あなた方がおっしゃる、これから問題になる

事前協議について、ここではつきり重ねて確約をとつておるから、だからこれについては心配はない、すなわち、法律上の効力をジャスティファイするのためにこれを使つておる。それじゃ、これはナンセンスだといふことで、これはナンセンスだと解してよろしうございませうか。その点はつきりしていただきたい。これは先ほど言われたような、單なる外交方針に関する情勢判斷、または外交的な基本方針のものの考え方、思想について、お互いに話し合つてコミュニケを発表したという性質のものではなくて、こちらからあなた方がウィッシュズという言葉を使つておられます。日本側はこれをウィッシュズといふ言葉を使つておられる。しかし、これはほんとうは、われわれから言へば、デザイアといふべきところなんですか、それがウィッシュズといふことになつておられます。

これは單なる意見の交換ではない。外交情勢や國際情勢の判斷の意見交換ではないに、内容的に、こちらから申し入れがあり、ウィッシュズであるけれども、申し入れをして、それに対して向かうからの答へが約束されておる約束文書です。約束内容です。そういうものが、單なるコミュニケであるから、この内容は單なる言ひっぱなし、聞きっぱなしなんだと言われるのかどうか。それだから私は聞いておるのだ。あなた方は、都合のいいときは、これは條約に準ずるような効力があるかのごとく説明し、都合の悪いときは、これは、この條約とは全然別問題であるといふような、勝手な説明をされるから困るのですよ。だから、どちらにはつきりしておきなさい。

○岸國務大臣 その条項は、先ほど外務大臣も申しておる通りに、事前協議の対象とするという交換公文が、今度御承認を求めた文書の中に入つております。この事前協議の対象とするといふことの意味につきましては、日本側が一体ノーと言へるか言えないのか、あるいはノーと言つた場合に、アメリカがその意思に反した行動ができるのかどうかといふことが、この論点の中核をなしておることは御承知の通りであります。その点に關しては、外務大臣がしばしばお答えを申し上げておる通りに、従来の交渉の過程において、日米兩國とも、協議が成立するためには合意が必要であり、従つて、日本がノーと言ふ場合もある、イエスと言ふ場合もある。ノーと言つた場合においても、それに反してアメリカは行動しないといふ了解が両方の間に十分成り立つて、それとしてこの事前協議の主題とするといふことがきめられたといふこととを、外務大臣が国会におきましてしばしば説明をいたして参つております。この事柄を、その法律の解釈といひますか、交換公文の解釈について、私とアイゼンハワー大統領との意見が、従来の外務大臣とマッカーサー大使その他との間の交渉の経緯においての兩國の了解と、同じであるといふことを再確認をした意味において、これが述べられておるのでございます。こういうことがその本旨でございませう。

○櫻井委員 御答へは納得が参りませんが、何うと、兩党理事の間で、ここで一べん休憩をして、理事会を開きたといふことよりでございませうか。私は留保いたしましたして、この問題は後の機会にさらにお尋ねいたしました。アリソン・重光申し合わせと、これとの比較についての論議が明確になつておられますから、これは重ねて留保いたしておきます。ですから、なお二点だけ簡單にお尋ねをいたしまして、一応打ち切ることになりました。

第一点は、先ほどから問題になりました点ですが、條約の批准の場合には、全文を取り消して否決してしまふ場合と、それから、全文をそのまま承認をして、そのまま批准する場合とあります。その中間に、制限または留保といふことがあり得るわけですか。もとより、制限または留保の行爲を行なうものは政府でございませう。行政府であることは明瞭である。ところが、その行政府がみずからの意思によつて制限または留保をつける場合もあるし、もう一つの場合は、国会の決議に従つて留保または制限をつける場合があり得る、その解釈をせざるを得ません。が、その解釈してよろしうございませうか。

○林(修)政府委員 その点は、先ほど申し上げました通りに、普通の二國間條約につきましても、普通の場合に、留保とか制限といふことはあり得ないと思ひます。これは要するに、内容が一致しないことにならざるから、そういうことはあり得ませんが、多數國間條約につきましても、場合によつては留保を認める場合もあり得るわけでありませう。しかし、その留保は、あくまでも條約の締結権を持つておる内閣がやることでございませう。しかし、国会においてその條約の審議にあたつて、こういうことをすべきであるといふやうな一つの意思の表明があるといふこ

とは、これは国会の御意思によつてきまることとございまして、内閣においてとかく言うべきことではない、さうに考へます。

○櫻井委員 もう一点この際にお尋ねしておきたいのは、この條約の違憲性についてわれわれは多くの点を見出すわけですが、そのうちがございませうから、審議に入ります前に、内閣總理大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。が、條約と憲法との關係について、すなわち、憲法九十九条と九十八条との關係について、この際明確にしておいていただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 九十八条の二項の「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」、この一項の方には條約は入つておりません。二項のこの關係において、憲法違反の條約といふ問題につきましても、われわれは、二國間において、政府として、そういう憲法に違反するやうな條約を締結してはならぬ、かように考へております。

○櫻井委員 留保して次の機会に譲ります。

○小澤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後四時八分休憩

午後五時三十五分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約の締結について承認を求めた件、及び、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題といたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に代わるものとして、昭和三十五年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に署名し、同時に、同条約第六条の実施につき、昭和二十六年九月八日に吉田内閣総理大臣とアチソン合衆国國務長官との間に行なわれた交換公文等につき及び昭和二十九年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定につきそれぞれ公文の交換を行なつた。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和

及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別又は集合的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従ひ、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強

化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるいかなるい進を除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従つて条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しななければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなけれ

ばならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失ふ。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力

を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハー

ダグラス・マックアーサー

二世

J・クレイム・パースンズ

交換公文

(条約第六条の実施に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国

政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本長官に代わつて確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

ター

日本国總理大臣 岸信介閣下

（吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文）

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆国國務

長官デイン・アチソンとの間に行なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光栄を有します。次のことが、本長官の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五条にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本長官の了解が貴国政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

ター

日本国總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆国國務長官デイン・アチソンとの間に行なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光栄を有します。次のことが、本長官の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五条にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

てアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本長官の了解が貴国政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、前記のことが日本国政府の了解でもあることを本長官に代わつて確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

（相互防衛援助協定に関する交換公文）

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び

安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十二年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及しているものとみなすことがアメリカ合衆国政府の了解であります。

本長官は、閣下が、前記のことが日本国政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から実施されるものであることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本国總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡

を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。

本長官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十二年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第三条に基づく行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及しているものとみなすことがアメリカ合衆国政府の了解であります。

本長官は、閣下が、前記のことが日本国政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から実施されるものであることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、前記のことが日本国政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和二十七年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定に代わるものとして、昭和三十一年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一條

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四條に掲げる者を除く）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子

(2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二條

(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六條の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個個の施設及び

び区域に関する協定は、第二十五條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。施設及び区域には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に關しては、合同委員会は、当該施設及び区域に關する協定中に、適用があるこの協定の規定の範圍を明記しなければならない。

第三條

1 合衆国は、施設及び区域に於いて、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることが出来る。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、關係法令の範圍内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることが出来る。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に關するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電氣通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を關係

法令の範圍内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥當な考慮を払つて行なわれなければならない。

第四條

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに當つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられていた改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務を負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五條

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出入することが出来る。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出국은、日本国の法令による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合

衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することが出来る。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、適當する料率で水先料を支払わなければならない。

第六條

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集團安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに對するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互

に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七條

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機關に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八條

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の氣象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの氣象觀測（氣象觀測船からの觀測を含む。）

(b) 氣象資料（氣象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）

(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な氣象情報を報ずる電氣通信業務

(d) 地震觀測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び在証に關する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に關

第九條

1 この條の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び在証に關する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に關

する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出際に當つて、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集團が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集團的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適當な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出際に當つて又は日本国にある間の身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたとき

は、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならぬ。

6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第十条

1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわれないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができ。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しななければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に關連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に關して制限を受けないで契約することができ。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができ。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のために必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税
- 最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備

品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、備品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労働に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終のものとなつた場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定によつて通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受ける

けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負われない。この条の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、こ

の免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1 通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む)及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものと し、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終つたとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第五条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第九条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第二十一条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない。その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する渡償却資産(家屋を除く)について

ては、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいすれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。こ

れらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することが出来るものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならぬ。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に對し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販賣所、ビール、エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができ、これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に關する限り、日

本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2 これらの諸機関による商品及び役務の販賣には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び備品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機関が販賣する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に對して日本国内で処分してはならない。

4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に對し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

1 この条の規定に従ふことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に對し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつ

て罰することが出来るものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に對し、合衆国の法令によつて罰することが出来る罪で日本国の法令によつては罰することができないもの(合衆国の安全に關する罪を含む)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の法令によつて罰することが出来る罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に關する罪を含む)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に關する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に對する反逆

(ii) 妨害行為(サボタージュ)、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに對する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍

属の家族の身体若しくは財産のみに對する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならぬ。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に對し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、これらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に對し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合

合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手段により証人を求める権利
(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれていた条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
(g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが出来る。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

第十八条

1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

(a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

(b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的なものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従つて分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶については「当事国が所有する」というときは、その当事国が採用した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。

4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作爲若しくは不作爲又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作爲、不作爲若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであることを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担保案とともに、合衆国の当局に通知しなければならぬ。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担保案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合に、は、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担保案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払つた額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作爲又は不作爲で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みづから支払をしなればならず、かつ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許可されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作爲又は不作爲が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許可されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に關しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有的動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならぬ。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、備品、備品、役務及び勞務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみに適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定によつて処理する。
- 第十九条
- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国

3 合衆國の当局は、2に定める特權の濫用又は日本國の外國為替管理の回避を防止するため適當な措置を執らなければならない。

1 (a) ドルをもつて表示される合衆

(四) 合衆国の当局が、認可されない者に對し軍票を行使する合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本國における軍票の許されない使用の結果として、合衆國又はその機關が、その認可されない者又は日本國政府若しくはその機關に對していかなる義務をも負うことではないことが合意される。

國は、その監督の下に、合衆國が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機關を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機關は、その施設を当該機關の日本國における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆國通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範圍内における資金の受領及び送付を含む）を行なうことを許される。

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの合衆国軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

合衆国は、日本国に在留する資格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを、同団体に編入し、及び訓練することができる。

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍団並びにそれらの家族並びにこれらのも

第二十四条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけることがないで合衆国が負担することが意図される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行ふことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき經理のため、日本政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

1 この協定の実施に關して相互間の協議を必要とするすべての事項に關する日本國政府と合衆國政府との間の協議機關として、合同委

委員會は、且

表者一人及び合衆国政府の代表者は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいづれでも直ちに会合することができるよう

ことができないときは、適當な終路を通じて、その問題をそれぞれ政府にさらに考慮されるように移すものとする。

この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手續に従つて承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメ

この協定の規定中その実施のため

第二十七条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができ。その場合には、両政府は、適當な経路を通じて交渉するものとする。

以上は、この協定に署名した委員は、この協定の趣意として、下名の全權委員は、この協定に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

石井光次郎

足立 正

——自

アメリカ合衆国のために

タ

ダグラス・マックアーサー

J・グレイアム・パースンズ

○小澤委員長 ます、政府側より趣旨説明を聴取いたします。藤山外務大臣。

○藤山外務大臣 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、及び、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を一括御説明いたします。

現行安全保障条約は、その締結以来、多年にわたりわが国の平和を守り、安全を確保するため重要な貢献をして参りましたが、他方、同条約により築かれた日米安全保障体制を堅持しつつ、現状に即するよう合理的な改定を加えることは、国民の強い願望であり、また、政府の長年の懸案であったのであります。しかるところ、昭和三十三年、岸総理大臣とアイゼンハワー大統領との会談によりこれが改定の端緒が開かれ、さらに、翌三十三年九月、本大臣とダレス國務長官との間に条約改定交渉開始の話し合いがまとまり、同年十月より交渉は開始されたのであります。自來一年数カ月、この間国内においても十分に論議が尽くされ、これに並行して改定交渉も進捗し、ついに本年一月十九日、ワシントンにおいて新条約、新協定及び関係文書の署名を見るに至ったのであります。

新条約は、日米両国間の安全保障体制を維持しつつ、その基礎たる現行条約につき、従来指摘せられてきたものもろの不備な点を改めたものであります。その要点といたしましては、ま

ず第一に、この安全保障体制と国際連合との関係を明確にしたことであります。条約が国連憲章の趣旨精神にのっとつたものであることを明らかにするとともに、両国が国際連合の平和維持の任務が一そう効果的に遂行されるように、これを強化することに努力すべきことを定めております。第二に、米国のわが国防衛援助義務を明定したことであります。第三には、条約の実施全般を日米両国間の協議の基礎の上に置き、特に、合衆国軍隊のわが国への配置及びその装備における重要な変更、並びに、同軍隊が施設区域を条約第五条の規定に基づいて行なわれるもの以外の戦闘作戦行動のための基地として使用することについては、別に交換公文をもって事前の協議にかからしめることとしたことであります。

さらに、第四に、従来両国間に存在した安全保障体制を、広範な政治、経済上の協力関係の基礎の上に置き、この協力関係をますます促進すべく努力することとしたものであります。第五に、現行条約には明確な期間の定めがなかったのに対し、締約国の自主性と両国間の安全保障関係の安定性をあわせ勘案して、条約発効十年の後、いずれの締約国も、一年の予告をもってこれを廃棄し得る旨の規定を設けた次第であります。これらの改正を行ない、新条約を締結するにあたりまして、わが国の憲法の規定に十分な注意を払い、日本国の義務を厳に憲法の枠内のものでしたことを、もちろんであります。また、新安保条約全体として、わが憲法の精神に完全に合致しているものと確信しております。なお、この条約には、事前協議に関する交換公文のほ

か、さらに二つの交換公文が付属しておりますが、これらは、朝鮮動乱に対する国際連合の措置に対しわが国が従来通り協力することを明らかにし、また、安全保障条約の切りかえにより相互防衛援助協定に影響が及ぼされることのないようにする必要から、それぞれ取りかわされたものであります。

新たに署名されました地位協定は、現行の行政協定を基礎とし、これに、同協定従来の運営の経験に照らし、かつ、他国の同種規定を参考としつつ諸般の改善を加えたものであります。施設区域の使用に関する規定の改善、米軍の軍人、軍属及び家族の日本からの送り出しに対する米国の協力、税関検査免除対象の縮小、米軍関係労働者の保護、いわゆる特殊契約者の指名の制限、民事上の請求権の処理に関する規定の改正、いわゆる防衛分担金条項の削除その他協定全般にわたつて幾多の改善を見ることがつた次第であります。

わが国は、もとより国際連合の安全保障措置によりその平和と安全を確保することを理想とするものであります。しかしながら、現在、国際連合の平和維持機構としての力は遺憾ながら十分でないといわざるを得ない状況にありますので、国際連合の平和維持機能を補完するため、国際連合憲章の認める安全保障措置として、共通の信条と目的を有する米国の安全保障条約によりわが国の平和と安全を確保せんとするものであります。しこうして、この条約が他のいかなる国をも脅威しない全く防衛的性格のものであることは、条約の条文及び精神より明白な事実であり、しかも、条約の定める防衛

のための手段が発動を見ずして、両国がすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きることこそ、この条約の真の目的なのであります。新条約及び新協定の締結につき国会の承認を得、発効の運びとなります。現に、政府は、この平和と自由のための条約の基礎の上に、ますます平和と善隣と繁栄のための外交の推進に努力を傾注いたす所存であります。

よつて、ここにこれらの条約及び協定の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。(拍手)

○小澤委員長 松本七郎君。松本(七)委員 一つ委員長に、これは議案じゃない、付属文書でなければ、整理の都合上ちょっと何とておきたい点があるのです。先ほどの疑義解明の過程で、議案はこの紙一枚と、この付属文書にもいろいろ区別がついてあるのです。その中で、ちょっとわからない点がありますので、委員長が御答えていただければ、どなたでも委員長御指名による人に御答弁願います。まず第一に、この条約の方を見ていただくと、表題に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」こう書いて、一つの同じになっているわけです。これをあげますと、一ページに、表題と同じ文句で「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」こうなっているんですね。この一まとめにしたものの表紙の題と、それから条約の冒頭に掲げ

てある題と全く同じなんです。これは間違いないかどうか、一応確かめておきたい。これで間違いないんですね。

○小澤委員長 これは政府の方ですな。

○高橋(通)政府委員 同じでございます。

○松本(七)委員 同じですか。

○高橋(通)政府委員 はい。

○松本(七)委員 そうすると、この安全保障条約というのは、六ページまでなんです。そのあとは交換公文となる。交換公文と、この相互協力及び安全保障条約をまとめたものを上の表紙にするのなら、一番上の表紙は、条約等とか、何かなければおかしいんじゃないですか。そうでしょう。何かこれは間違いないかと思ひますが、どうですか。

○高橋(通)政府委員 これは従来の慣例によつたわけでございまして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結に関する件といたしまして、その交換公文三つを付属として含んでいるわけでございします。

○松本(七)委員 いや、この表紙ですよ。この中の一部だけ、この表紙の題が一致している。交換公文を含むのなら、表紙に、これ及び交換公文とか、等とか、何かを入れないと、これは含んだことにならないんじゃないですかというのです。

○高橋(通)政府委員 広い意味でございします。含んだ意味で表紙をつけてございします。

○松本(七)委員 それからもう一つあるのです。この五ページのまん中に、

ある題と全く同じなんです。これは間違いないかどうか、一応確かめておきたい。これで間違いないんですね。

○小澤委員長 これは政府の方ですな。

○高橋(通)政府委員 同じでございます。

○松本(七)委員 同じですか。

○高橋(通)政府委員 はい。

○松本(七)委員 そうすると、この安全保障条約というのは、六ページまでなんです。そのあとは交換公文となる。交換公文と、この相互協力及び安全保障条約をまとめたものを上の表紙にするのなら、一番上の表紙は、条約等とか、何かなければおかしいんじゃないですか。そうでしょう。何かこれは間違いないかと思ひますが、どうですか。

○高橋(通)政府委員 これは従来の慣例によつたわけでございまして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結に関する件といたしまして、その交換公文三つを付属として含んでいるわけでございします。

○松本(七)委員 いや、この表紙ですよ。この中の一部だけ、この表紙の題が一致している。交換公文を含むのなら、表紙に、これ及び交換公文とか、等とか、何かを入れないと、これは含んだことにならないんじゃないですかというのです。

○高橋(通)政府委員 広い意味でございします。含んだ意味で表紙をつけてございします。

○松本(七)委員 それからもう一つあるのです。この五ページのまん中に、

「千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。」こうなっているわけですね。そうしてこの英文もついておるわけですよ。ところが、この英文には参考という判が押してない。付属文書の中でも、わざわざ参考という判の押してあるのと、ないのとある。そうすると、この条約文は参考という判が押してない。そして「正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。」として、これに参考の判を押さずに出してくると、一つの議案じゃないけれども、付属文書の中、同等で、ここにわざわざ参考という判を押したものとまた違った意味がこれにあるのでしうか、そのところを伺っておきたい。

○高橋(通)政府委員 日本語、英語ともに正文でございますから、御説の通りでございます。

○松本(七)委員 そうですか。それは今後の審議の前提ですから……。それから、参考と書いてあるのと、ないのと、同じ付属文書といわれる中で区別してあるのは、どういふところで区別してあるのですか。

○高橋(通)政府委員 ただいま問題となりました、締結の承認の対象になっているかどうかということで、締結の承認の対象になっていないのは、参考という文字を押したわけでございます。

○松本(七)委員 そうすると、締結の承認の対象になっているか、なっていないかというのは、何を基準にしているのですか。これはどうせ後ほどまた詳しく解明しなければならぬけれども、形式を分けてあるから、なぜ分け

たかという理由をもう少し聞いておかないと今後困るのですが、内容を見ると、行政協定なら行政協定のさらに詳しく述べたものが参考文書になっている。そうすると、内容的には性質は同じものなんですね。それをなぜ形式をこう分けたかということをおききたい。

○林(修)政府委員 これは結局、憲法七十三条で、その締結について国会の御承認を得べきいわけの条約、憲法七十三条の三号でいう条約の範囲に入るものには、参考ということを書いてございませぬ。そうでないものは参考になっております。その基準は、従来御説明していると思ひますが、いわゆる国家間の約束で国家間を国際法的に拘束する性質のもの、これは憲法七十三条でいう条約、名前は協定であらうと、ほかの名前をとっておろすと、これはそうである、そういう解釈でございます。参考としてある方は、そういう意味の、憲法七十三条でいう条約ではない、つまり、それに付属してそれを解釈し、あるいはそれに付属して行政府限りできめた取りきめ、そういうものは、憲法七十三条でいう、締結について国会の御承認を得べきものでない、こういう解釈で参考としたわけでありませぬ。

○松本(七)委員 今の御答弁は答弁になつていない。憲法七十三条できめた条約の承認の対象でないということでは、何によつてきめるかということでございます。

○林(修)政府委員 それはただいま申し上げましたが、結局、国家間の国際法的な権利義務をきめたものかどうかということによつて区分しておるわけ

でございます。いわゆる行政府限りで、行政府の権限内でできますものは、従来からの取り扱いも、必ずしも憲法七十三条三号の「条約」ではない、かような解釈でやっております。そこに区別があるわけでございます。

○松本(七)委員 これが実は非常に問題なんです。これをやっておると、またさっきの疑義解明のことになつてきますし、せっかく両党で話し合つたのですから、この際はこの程度にしておきます。

○小澤委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となつております条約二件の審査に關しまして、参考人を招致し、その意見を聴取したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小澤委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

なお、参考人の選定につきましては、委員長に一任を願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○小澤委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

次会は、来たる二十三日午前十時より開会することとし、参考人の意見を聴取することといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和三十五年二月二十日印刷

昭和三十五年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局